

令和5年度（2023年度）  
公益財団法人ヒロセ財団 外国人留学生募集要項  
（一般奨学金）

1. 応募資格

- （1）日本以外の国籍を有し、インド以東のアジア諸国から来日している私費留学生
- （2）大学の学部又は大学院に在学する者で、令和5年4月1日現在で35歳以下の者
- （3）修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていない者
- （4）学業、人物ともに優秀であり、健康である者
- （5）日本語検定試験 N1 合格者
- （6）国際理解と国際間の友好親善に寄与できる者
- （7）奨学生交流会（年4回を予定。うち1回は2泊3日の研修旅行）、芸術文化関係交流事業に出席できる者

注）なお、次の者は除外します。

- ・日本での留学中、更に他の国への留学（交換留学、短期又は中長期留学を問わず）を予定する者
- ・将来、日本学術振興会の特別研究員事業、次世代研究者挑戦的研究プログラム等の各種支援制度、並びに他の奨学金への応募を希望する者

2. 新規募集人員 20名程度（財団の年間奨学生 約100名）

3. 対象学年 **※2023年4月現在で、在籍する課程の残期間が1年以上ある者**

学部学生：令和5年（2023年）4月に正規生として在学する者

大学院学生：令和5年（2023年）4月に正規生として在学する者

4. 奨学金

学部学生 月額18万円

大学院生 月額20万円

ただし、学部学生、大学院学生ともに、所定の最小限の修業年限内の者（いわゆる留年なし）を原則とする。

5. 奨学金支給期間

令和5年（2023年）4月から1年間。ただし、特に成績優秀な者及び当財団の交流事業を理解する者については、毎年度末に審査の上、所属する学部又は研究科の標準年限まで継続可とする。

6. 応募方法

大学の推薦により、申請を受け付ける。

## 7. 応募の手続き

次の書類を揃え、指定する日までに、財団事務局に提出する。記載漏れ、乱雑な記入の書類は受け付けない。

- (1) 奨学金申請書 (所定の様式)
  - (2) 履歴書 (所定の様式)
  - (3) 身上書 (所定の様式)
  - (4) 在学証明書：大学院各課程入学予定者は、合格通知書 (入学許可書) の写し
  - (5) 在留カードの写し (住所、氏名、在留資格の確認のため) ※ 両面
  - (6) 成績証明書：現課程のもの。入手不可能の場合は、前の課程のもの又は入学試験の成績・順位等。
  - (7) 推薦理由書 (学部長又は指導教員による封緘書)：A4用紙で1頁
- ※「奨学金申請書」の「大学の担当部課」欄は留学生課で記入します。
- 自筆による
- ※「身上書」の日本での連絡先は、本人同様に一時帰国等の可能性のある知人 (留学生) なるべく避けてください。
- ※(6) 成績証明書：現課程および前課程のもの。※別紙の成績評価係数算出方法を参照の上、算出した成績評価係数を余白に鉛筆書きで記入してください。

## 8. 選考及び決定

推薦された者について、本財団に設置する選考委員会の選考を経て、理事長に報告し、理事会で奨学生を決定する。一大学において、「採用者なし」もあり得る。

なお、選考に当たっては、書類審査の他、面接を行うことがある。

採用決定者については、5月中に大学及び本人に通知の予定。

## 9. 奨学金の支給の停止又は打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがある。

- (1) 病気等により又は理由なく長期 (1ヵ月以上) 欠席したとき
- (2) 休学又は外国へ留学 (短期、交換留学を含む) したとき
- (3) 在学する大学における学籍を失ったとき
- (4) 学則により処分を受けたとき
- (5) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- (6) 事前の連絡なく奨学生交流会等諸行事を欠席したとき
- (7) 事前の相談なく年間 10 日間以上帰国又は日本を離れたとき
- (8) 応募書類及び報告書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (9) その他留学生としての資格を失ったとき
- (10) 本財団若しくは本財団の支援企業の名誉を傷つけ又は迷惑をかけたとき

## 10. 報告書の提出

奨学生は、理事長から要求があったときは、学習の状況 (学業成績を含む。) 及び生活状況について報告書を提出しなければならない。

## 11. 注意事項

この要項に記載してあることについて不明の点があれば、大学の事務局に照会すること。

# 申請書類記入上の注意

## 全般的事項について

- (1) 原則として日本語（楷書）で、丁寧に記入すること。
- (2) アルファベット使用の場合は活字体で記入すること。
- (3) 数字は算用数字を用いること。
- (4) 該当する欄はすべて記入すること。
- (5) 記入は黒の万年筆またはボールペンで書くこと。

## 申請書について

- (1) e-メールアドレスは、日常的に利用するアドレスを記載すること。
- (2) 「在学大学名等」は、大学名を記入し、学部の場合は学部名・学科名を記入すること。  
大学院の場合は、研究科名・専攻名を記入し、該当する課程にチェック印をつけること。
- (3) 学年は、令和5年（2023年）4月1日現在によって記入すること。

## 「履歴書」について

- (1) 学歴については、卒業した学校名を記入すること。（複数の場合はすべて記入）
- (2) 職歴については、本国および日本における職歴を記入のこと。アルバイトは除く。

## 「身上書」について

- (1) 家族氏名欄には、父母のほか、配偶者・子供・兄弟姉妹についても記入すること。
- (2) 職業・勤務先欄は、会社名等を具体的に、役職等も記入すること。  
父母死亡の場合は「死亡」と記入し、生前の職業・勤務先を記入すること。  
在学中の者は学校名を記入すること。
- (3) 経済状況は、現在の収入源及び住居費、授業料が分かるように記入すること。
- (4) 配偶者が留学生で日本政府奨学金、その他の奨学金を受けているときは、「経済状況」の「(5) 配偶者、その他からの収入」欄に記入すること。
- (5) 「日本留学の目的」欄、および「将来希望する進路（又は、卒業後の予定）」は、別紙用紙に記入すること（各200字以内）。